

令和 8 年 第 2 回 占冠村 農業委員会 総会議事録

開催日時 令和 8 年 7 月 1 0 日 (金)

開会 午後 1 時 3 0 分

閉会 午後 2 時 4 5 分

開催場所 占冠村総合センター 2 階 視聴覚室

出席委員 会長 熊 崎 一 弘 2 番 安 田 大 吾 3 番 伊 藤 清 志
6 番 黒 井 光 絵

欠席委員 1 番 江 頭 謙一郎 4 番 鈴 木 雅 士 5 番 下 川 園 子

事 務 局 事務局長 鈴 木 智 宏 主幹 杉 岡 裕 二 主事 菊 池 悠 佑

議事日程 日程第 1 会長あいさつ

日程第 2 議事録署名委員指名

日程第 3 報告第 1 号 諸般の報告について

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 32 条第 3 項の規定に基づく公示及び同法
第 41 条第 1 項の規定に基づく通知について (所有者
不明農地)

日程第 5 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

日程第 7 議案第 4 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の
状況その他事務の実施状況の公表について

日程第 8 協議事項 1. 次回委員会総会日程について

2. その他 (1) 今後の日程等について

(2) 報告事項について

令和8年 第2回占冠村農業委員会総会議事録

事務局 只今より、令和8年第2回占冠村農業委員会総会を開催いたします。
本日の欠席通知を受けている委員は、1番 江頭謙一郎君、4番 鈴木雅士君、5番 下川園子君の3名です。
従いまして、在任委員の過半数以上の委員が出席していますので、占冠村農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。
本日の議事日程について、説明をいたします。
本日の日程は、議案書のとおり8日程であります。本日の議案事項は、審議事項4件、報告事項1件、協議事項1件であります。
それでは、議事日程に従い進めて参ります。

会 長 本日は、総会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。
令和5年7月からスタートしました現体制も7月19日をもって終了することとなります。今回退任される江頭委員におかれましては、6期18年の間農業委員会の活動に御協力いただきました。トマム地域の農地維持にご尽力いただきましたこと感謝申し上げます。また、鈴木委員におかれましては、農業共済推薦の委員を経て5期15年の間農業委員として活動頂きました。新規就農者の支援や遊休農地の解消にご尽力いただきました。この場を借りて感謝申し上げます。
7月20日以降、新体制での農業委員会がスタートいたしますが、農業者が減少する中で農地を維持していく課題を新体制の中で議論していき地域計画の実行に向けた取り組みを進めていかなければなりません。
今後も各地区の農業者の声を委員の皆様には集約していただき次の世代に農地を引き継いでいけるよう、ご協力をお願い申し上げ、総会前のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

議 長 日程第2 会議録署名委員の指名を行います。
今総会の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により議長において、2番 安田 大吾君、6番 黒井 光絵君、以上2名の諸君を指名します。

議 長 日程第3 諸般の報告に移ります。事務局より報告いたします。
事務局 (読み上げて報告)

議 長 ただ今の報告について、質問等ございませんか。
委 員 (質疑なし)

議 長 質疑なしとし、次の議事へ移ります。

議 長 日程第4 議案第1号 農地法第32条第3項の規定に基づく公示及び同法第41条第1項の規定に基づく通知について、事務局より説明いたします。

議 長 議案第 1 号 農地法第 32 条第 3 項の規定に基づく公示及び同法第 41 条第 1 項の規定に基づく通知について事務局より説明いたします。

事務局 (読み上げて説明)

事務局 この土地については、[] が長年使っていた土地であり、これまでの 5 年契約、3 年契約で送って返送されていて、口座にもお金が入っていた。生きていないだろうが誰か相続人がおり、処理しているのだろうという認識でいたが、実は相続されておらず、今回は書類も帰ってきてお金も振り込めない状態。[] より相談を受けていた。

このような土地に対応する法律が去年一昨年くらいに改正され、所有者不明農地の手続き・制度があり、相続人が誰もいない場合、農業公社の農地バンク制度で代わりに契約先になって使えるという制度になっている。3 月に事例が発生し、元々占冠村に本籍がある方のため戸籍を追跡し、孫の代まで調べたが「全て死亡」。この状況について、北海道と農業会議に報告手続きを進めている。その中で農業委員会の議案として議決をいただき公示しなくてはならないため、今回議案にさせていただいた。

今後もこのような土地が出てくることが予想される。農業会議としても全道的にもまだ件数がないとのことでレアなケース。委員の皆さまのご判断も難しいと思うが審議の程よろしく願いいたします。[] は昭和 34 年 11 月 23 日にお亡くなりになっている。この間誰が手続きしていたかは不明だが、最後まで存命だった [] がやり取りしていたのではないかと。

議 長 これから質疑を行います。質疑等ございませんか。

2 番 口座は本人のものなのか。

事務局 [] の [] が旭川市に住んでおり令和 2 年に亡くなっている。令和元年の契約については存命だったためやり取りできたが、その後の令和 6 年の契約書を送ったとき送達不明として弾かれた。その間 [] は現金書留でやり取りしていたが、その後の支払い以降送付先不明になり、支払いも難しいとし契約は止まっているが、改めてこの手続きが通れば 2 か月間の公示を行った後、知事裁定という形で知事権限で賃貸借を 20 年間から 40 年間結べる契約になるよう。

金額の支払いについては、法務局に供託され、相続人が出てくれば支払う。

議 長 これから議案第 1 号を挙手による採決を行います。

本件に賛成の方は、挙手をお願いします。

委 員 (賛成多数)

賛成多数です。議案第 1 号は原案のとおり決定されました。

議 長 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について事務局より説明いたします。

事務局 (読み上げて説明)

事務局 事業の実効性について、資金は村の農業振興補助金（施設整備）と金融機関か

らの融資と自己資金であり、実効性については確認が取れている。2 番牧草が終わってから建物を建てるということで、中山間や畑地化についても振興局に確認したところ、2 番牧草まで収穫するのであれば令和 8 年度の補助対象に該当するということが確認が取れている。

【現地確認のため移動】

- 議 長 これから質疑を行います。質疑等ございませんか。
- 委 員 (質疑なし)
- 議 長 これから議案第 2 号、議案第 3 号の件を挙手による採決を行います。
本件に賛成の方は、挙手をお願いします。
- 委 員 (賛成多数)
- 議 長 賛成多数です。議案第 2 号、議案第 3 号は原案のとおり決定されました。
日程第 7 議案第 4 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況とその他事務の実施状況の公表について事務局より説明いたします。
- 事務局 (読み上げて説明)
- 議 長 これから質疑を行います。質疑等ございませんか。
- 委 員 (質疑なし)
- 議 長 これから議案第 4 号の件を挙手による採決を行います。
本件に賛成の方は、挙手をお願いします。
- 委 員 (賛成多数)
- 賛成多数です。議案第 4 号は原案のとおり決定されました。
日程第 8 協議事項について事務局より説明いたします。
- 事務局 (事務局より説明)
- 議 長 本総会を終えて任期内最後の総会となります。長年農業委員会にご尽力いただきました鈴木委員、江頭委員におかれましては大変お疲れ様でした。引き続き、占冠村の農地維持にご指導いただきますようお願い申し上げます。
なお、次回開催される新体制での総会の招集は農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定により、占冠村長が招集することとなっています。委員の皆さまには引き続きご協力をお願い申し上げます。
- 議 長 全体をとおして何かありませんか。
- 委 員 (意見なし)
- ないようですので、以上をもって議事を終了してよろしいでしょうか。
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 以上をもって本総会に付議された案件については全て終了いたしました。
これで、令和 8 年第 2 回農業委員会総会を終了いたします。

上記は会議の顛末を記載して相違ない証として署名する。

令和8年7月10日

2 番 安 田 大 吾

6 番 黒 井 光 絵